I 目的

「函館アリーナ整備基本計画」(以下「基本計画」という。)に基づき、市民のスポーツ活動の拠点施設、さらには大規模なコンベンションにも対応する機能を備えた新たな施設として、当市の新たなランドマークともなる函館アリーナの設計業務を行うにあたり、設計者の発想力や設計能力、経験などを審査して、最も適した設計者を選考するため、プロポーザルコンペを実施します。

Ⅱ 一般事項

1 名 称

函館アリーナ整備設計業務プロポーザルコンペ(以下「提案競技」という。)

2 主催者

函館市(以下「市」という。)

3 競技方式

提案競技は、公募方式とし、2段階の審査とします。

4 審查委員会

提案競技の実施にあたり、函館アリーナ整備設計業務プロポーザルコンペ審査委員会 (以下「審査委員会」という。)を設置し、審査委員会は、最適な設計候補者を選考し、 市に推薦するものとします。

5 性 格

提案競技における提案は、参加者の基本的考え方や新たな施設の建築に関する能力を与えられた条件下における提案を通して評価することにより、設計者を特定するために求めるものです。

なお、函館アリーナの設計にあたり、設計契約者の提案内容を変更する場合があります。

6 事務局

函館市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 (0138) 21-3575 (直通)

FAX (0138) 27-7217

e-mail taiikukanseibi@city.hakodate.hokkaido.jp

Ⅲ 提案競技の日程

平成23年10月 7日(金)~10月21日(金)

·平成23年10月25日(火)

·平成23年10月28日(金)

· 平成23年11月21日(月)

·平成23年12月上旬

·平成23年12月上旬

• 平成23年12月中旬

· 平成23年12月下旬

· 平成23年12月下旬

募集要領等の交付期間

参加申込書の提出期限

質問書の提出期限

技術資料および技術提案書の提出 期限

第一次審查

第一次審査結果の通知、公表およびヒアリング参加要請書の送付

第二次審査資料の提出

第二次審査(公開ヒアリング)

第二次審査結果の通知,公表

Ⅳ 参加者の資格要件

参加者は、次の要件のすべてを満たす市内に本店を有する者、または構成員のなかに市内に本店を有する者を1者以上含む共同企業体であることとします。ただし、共同企業体の場合は、構成員がこの業務において2以上の共同企業体の構成員とならず、構成員の全てが、1から6までの要件を満たし、かつ、構成員のなかに7と8の要件を満たす者がいることとします。なお、市内に本店を有する者とは、函館市競争入札参加資格者として、建築関係コンサルタント業務に登録されている者とします。

- 1 本提案競技について, 既に参加申込書の提出をしている者(当該者が共同企業体である場合は, その構成員)でないこと。
- 2 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- 3 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成5年4月1日施行)による指名 停止を、参加申込書の提出の際、現に受けていないこと。
- 4 函館市暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)による入札参加除外措置を, 参加申込書の提出の際,現に受けていないこと。
- 5 参加申込書の提出の際、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 6 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- 7 市内に本店を有する者が単独で参加する場合は、1級建築士を2人以上配置できること。 共同企業体として参加する場合は、市内に本店を有する構成員のなかで、1級建築士を2 人以上配置できること。
- 8 平成8年度以降に受渡しの完了した, 2, 500㎡以上の無柱空間を有する施設の新築設計の実績があること(共同企業体で受注した場合は, 当該共同企業体の代表者であった者)。

V 参加不適格者

次の者は参加できません。

- 1 審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)
- 2 審査委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織 および当該組織に所属する者
- 3 函館市職員

VI 審査

1 審査委員会の組織

提案競技に係る審査は、次に掲げる委員により組織された審査委員会が実施します。

木村 健一 (公立はこだて未来大学 情報アーキテクチャ学科教授)

瀬戸口 剛 (北海道大学大学院 工学研究院教授)

田中 和久 (北海道教育大学 教授)

韮澤 憲吉 (函館工業高等専門学校 名誉教授)

根子 俊彦 (日本コンベンション研究会 幹事)

2 審査方法

審査は2段階で実施します。

(1) 第一次審査

審査委員会は、技術資料および技術提案書を審査のうえ、第二次審査参加者を選考し、市に推薦します。

(2) 第二次審査

審査委員会は、技術提案書および第二次審査資料について公開によりヒアリングを行い、業務の取組方針や提案の内容、設計意欲を総合的に評価のうえ、最優秀者および次点者を選考し、市に推薦します。

3 設計候補者の特定

市は、審査委員会の推薦を受け、その結果を尊重し、第二次審査参加者の決定ならびに最優秀者および次点者を特定します。

4 第一次審査の内容

	評価項目	評 価 事 項	配点
1	経歴·能力	・事務所の能力・実績	1 0
		・担当技術者の能力・実績	
2	業務の取組方針	・設計業務の実施方針の適確性	1 0
		・工程計画の適確性	
3	技術提案の内容	・適切な配置計画や周辺環境に配慮した施設づくり	8 0
		・スポーツ拠点としての施設づくり	
		・スポーツ参加への意欲を喚起させる施設づくり	
		・コンベンションの開催など交流拠点としての施設づくり	
		・スポーツ機能とコンベンション機能が融合した施設づくり	
		・避難所やライフサイクルコストに配慮した施設づくり	
		オリジナリティーを生かした施設づくり	

5 第二次審査の内容

評価項目	評 価 事 項	配点
プレゼンテーショ	・業務の取組方針	100
ンおよび質疑	および質疑・提案の適確性・独創性・実現性	
	• 設計意欲	

6 審査結果の発表

第一次審査の結果については、審査終了後、参加者全員に通知します。第二次審査の結果については、審査終了後、ヒアリング参加者全員に通知します。

なお、第一次、第二次審査の結果については、公表いたします。

電話、電子メール、FAX等による審査結果の問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けません。

Ⅲ 手続等

- 1 配付および担当部局
 - (1) 配付等

「基本計画」および募集要領等の手続等に関する資料は、平成23年10月7日 (金)から平成23年10月21日(金)まで事務局で配付します。来庁できない場合 は、函館市のホームページからダウンロードしてください。なお、郵送はしません。 函館市ホームページのアドレス: http://www.city.hakodate.hokkaido.jp

(2) 事務局(「Ⅱ-6 事務局」を参照してください。以下同様。)

2 参加申込書の提出

(1) 提出書類

提案競技参加希望者は、参加申込書(様式1)を作成し、提出してください。共同企業体で参加する場合には、同時に設計業務委託共同企業体結成届(様式2)および設計業務委託共同企業体協定書(様式3)の写しをあわせて提出してください。

(2) 提出場所および方法

ア 場 所 事務局

イ 期 限 平成23年10月25日(火)の午後5時まで。郵送の場合は平成 23年10月25日(火)の消印のあるものまで有効とします。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。郵送の場合は書留郵便とし、封筒には「プロポーザルコンペ参加申込書在中」と朱書してください。受理した場合は、「受理証」を交付します。宅配、電送(FAX、電子メール等)による提出は受理しません。

エ そ の 他 第一次審査結果通知用として,送付先を明記した封筒(長形4号,80円切手貼付)を参加申込書と同時に提出してください。

また,郵送による提出の場合は,これとは別に,受理証送付用として,宛先を明記した封筒(長形4号,80円切手貼付)を併せて同封してください。

3 質問書の提出

(1) 提出書類

質問については、質問書(様式4)により作成し、提出してください。

(2) 提出場所および方法

ア 場 所 事務局

イ 期 限 平成23年10月28日(金)の午後5時まで

ウ 方 法 電子メールまたは書面によるFAX, 郵送, 持参にて受付します。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問書の提出期限の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日および休日を除く)以内に、当市のホームページに掲載いたします。

なお、質疑回答は、本要領の追加または修正とみなします。

4 技術資料および技術提案書の提出

(1) 提出書類

技術資料(様式5~様式12)は、技術資料作成要領に従って作成し、提出してください。技術提案書は、「基本計画」で示した函館アリーナ整備の基本方針や基本計画概要などを踏まえ、技術提案書作成要領に従って作成し、提出してください。

(2) 提出場所および方法

ア 場 所 事務局

イ 期 限 平成23年11月21日(月)の午後5時まで

ウ 方 法 直接持参するか、郵送の場合には必ず配達証明付き(11月21日午後 5時までに事務局に必着のこと)でお送りください。

※ その他は作成要領を参照してください。なお、要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。

5 第二次審査資料の提出

第二次審査資料は、全体計画が分かるイメージ図のほか、施設計画に関する説明用資料を提出していただきますが、詳細につきましては、後日、当市のホームページに掲載いたします。

6 第二次審査(公開ヒアリング)

公開ヒアリングの日時,場所,留意事項は,公開ヒアリングの参加要請書により通知します。

Ⅷ 設計条件等

「基本計画」を踏まえ、技術提案書を作成するにあたっての主な設計条件等は、次のとおりとします。

1 敷地および立地条件

函館アリーナの整備にあたっては、今後、用途地域および都市計画公園の変更を予定しており、変更後の条件は下記のとおりです。

(1) 所在地 函館市湯川町1丁目32番1,2

(2) 敷地面積 35, 340.05㎡

(3) 区域区分 市街化区域

(4) 用途地域 近隣商業地域(現況:第2種住居地域)

(5) 準防火地域 指定あり (現況:指定なし)

(6) 建ペい率 80% (現況:60%)

(7) 容積率 300% (現況:200%)

(8) 日影規制 規制あり

(9) 周辺道路 北側および北西側: 市道湯川2-1号線(幅員9.8 m)

南西側:道道83号線(幅員17m(軌道敷地5.5~7.3mを含む))

南東側: 市道湯川1-12号線(幅員7.1~8.5m)

(10) その他 市民が利用しやすい場所に、2,000㎡程度の都市計画公園を確保 するとともに、市民会館に隣接していることから、現在ある市民会館と 市民体育館の駐車場を合計した209台分のうち、工事期間中も100

台程度の駐車場を確保するようにしてください。

また、内径1、100ミリの下水道管が地中6mに埋設しており、敷地内にマンホールも設置されていることから、建物の設置にあたってはそれらに配慮したものとしてください。

なお, 設計にあわせ, 別途地質調査を実施します。

このほか、当市が定める公共空間のあり方など、各種指針や要綱等についても配慮してください。

2 建築物などの設計条件

設計業務としては、函館アリーナの新築工事、既存施設の解体工事、平面駐車場の新設 工事および都市計画公園の造成です。

(1) 函館アリーナ新築工事

ア 主要構造 自由。ただし、関係法規に準拠してください。

イ 施設規模 延床面積 14,000㎡程度

ウ 施設計画 「基本計画」を参照してください。

(2) 平面駐車場新設工事

ア 主要構造 自由。ただし、関係法規に準拠してください。

イ 施設規模 駐車台数250台以上

ウ 施設計画 「基本計画」を参照してください。

(3) 都市計画公園造成工事

ア 主要構造 自由。ただし、関係法規に準拠してください。

イ 施設規模 面積2,000㎡程度

ウ 施設計画 「基本計画」を参照してください。

(4) 概算事業費

約63億円(工事費,設計・工事監理費,初度調弁費,消費税を含む。なお,初度調 弁費は約3億円を見込んでいます。)

(5) 事業スケジュール (予定)

・地質調査 平成24年 1月~平成24年 5月・実施設計 平成24年 1月~平成25年 3月

・函館アリーナ新築工事 平成25年 7月~平成27年 2月

・既存施設解体工事 平成26年 9月~平成27年 3月

· 平面駐車場新設工事 平成26年 9月~平成27年 3月

・都市計画公園造成工事 平成26年 9月~平成27年 3月

· 開 館 平成27年 4月

※ 建設財源として合併特例債を見込んでいますが、起債発行期限が平成23年中に 延長された場合、設計業務の内容を変更する可能性があります。

なお、変更になった場合の事業スケジュールについては、別途協議することとします。

IX 設計委託契約

1 設計業務の委託

市は、審査の結果、最優秀者として特定した者に対し、所定の手続により函館アリーナ整備事業の設計業務を委託します。

ただし、失格その他の理由により最優秀者へ委託することが不可能となった場合には、 次点者を相手方とします。

なお、設計業務の委託内容については、締結する委託契約書によるものとします。

2 設計委託料

設計業務に対する委託料は、北海道の委託料算定基準を参考に算定して得た額を上限とし、随意契約により締結します。ただし、契約締結時までに、設計候補者(共同企業体の場合はその構成員)が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないものとし、この場合、市は、一切の損害賠償の責を負いません。

- (1) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成5年4月1日施行)による指名の停止を受けたとき
- (2) 函館市暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)による入札参加除外措置を受けたとき

3 受注資格の喪失

本件業務を受注した参加者等(協力を受ける他の者を含む。)が製造業および建設業と 資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業および建 設業の企業は、本件業務に係るすべての工事の入札に参加しまたは当該工事を請け負うこ とができません。

X 著作権、意匠および提出図書の取り扱い

1 著作権および意匠

提出された提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。

なお、提案書等のなかで第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者にすべて帰属するものとします。

2 提出図書の使用

市は、本提案競技に関する公表、展示およびその他市が必要と認める時に、提案書を無償で使用できるものとします。この場合、提案者名を明示します。

なお、提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、提案者が 当該第三者に承諾を得ておいてください。

XI 経費の負担

参加申込書および提案書の作成に要した費用, 旅費, その他この提案競技の参加に関し要した経費は, 参加者の負担とします。

なお,第二次審査の参加者に対して,1参加者(共同企業体は1参加者と見なします。) あたり30万円を支払います。

ただし、設計契約者および失格者は除きます。

XI その他

1 失格要件

次の各号のいずれか一つに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書受理後、提出期限内に提案書および提出書類が提出されなかった場合
- (3) 「募集要領」で与えられた諸条件に違反した場合
- (4) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

2 中間報告および連絡会議の開催

設計契約者は、設計業務の実施にあたっては、プロポーザルコンペに提出のあった技術提案書を基に市と協議のうえ、具体的な設計案の策定に着手することとし、設計案の骨子がまとまった時点で中間報告を行うとともに、審査委員会のメンバーから意見を聞く、連絡会議を開催していただきます。なお、その経費については設計契約者の負担となります。

中間報告および連絡会議で出た意見については、設計にあたって最大限配慮すること とし、意見に基づいて、設計内容を修正していただくことがあります。

3 その他

- (1) 提案書および提出書類は、「X-2」の場合を除き、提案者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提案書および提出書類は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、全て日本語および日本国通貨とします。
- (5) 現地見学会は開催しません。個別に現地見学等を行う場合は、施設利用者、近隣居住者および通行人等に迷惑がかからないようにしてください。

Ⅲ 資 料

- 1 函館アリーナ整備基本計画
- 2 参加申込書, 共同企業体結成届, 共同企業体協定書, 質問書様式
- 3 技術資料作成要領および様式
- 4 技術提案書作成要領および様式
- 5 (仮称) 函館アリーナ整備基本計画 (素案) パブリックコメント手続きの実施結果
- 6 函館アリーナ建設計画地内既設建物の杭地業仕様(別途地質調査を実施します。)
- 7 建設地位置図,現況平面図
- 8 下水道管埋設関係図
- 9 函館市体育協会加盟競技団体へのアンケート調査結果(平成22年10月実施)
- 10 函館市民体育館競技場の主な大会開催状況一覧